

障がいのあるお子さんへの支援

心身に障がいのある子どものための支援

障がい者手帳の申請

☎ 社会福祉課 障がい福祉係 ☎0248-28-5517(直通)

- 身体障がい者手帳
身体に障がいのあるお子さんが、各種の援助や福祉制度・サービスを受けるときに必要な手帳です。
- 療育手帳
知的障がいのあるお子さんが、各種の援助や福祉制度・サービスを受けるときに必要な手帳です。
- 精神障がい者保健福祉手帳
何らかの精神障がい(てんかん、発達障がいなどを含む)のあるお子さんが、各種援助や福祉制度、サービスを受けるときに必要な手帳です。

特別児童扶養手当

☎ こども支援課 子育て支援係 ☎0248-28-5521(直通)

身体や精神に中度または重度の障がいがある20歳未満のお子さんを養育している父母、もしくは父母に代わってお子さんを養育している方に手当が支払われます。

- 手当の月額
- 1級該当児童1人につき 53,700円/月
 - 2級該当児童1人につき 35,760円/月

手当の支給

手当は、認定請求をした月の翌月から対象となり、4月・8月・11月の年3回、4か月分を指定された金融機関の口座へ振り込みます。
※所得制限、障がいの程度に基準があります。

障がい児福祉手当

☎ 社会福祉課 障がい福祉係 ☎0248-28-5517(直通)

20歳未満で身体や精神に重度の障がいがあるため、日常生活において常時の介護を必要とする在宅の方に支払われます。

手当の月額 ● 15,220円/月

手当の支給 ● 2月・5月・8月・11月に支給

特定疾患患者見舞金

☎ 社会福祉課 障がい福祉係 ☎0248-28-5517(直通)

指定難病、小児慢性特定疾病で治療している方、または腎臓機能障がいによる透析療法を受けている方に支払われます。

見舞金の額 ● 10,000円/年

自立支援医療(育成医療)

☎ 社会福祉課 障がい福祉係 ☎0248-28-5517(直通)

身体に障がいがある18歳未満のお子さんで、手術などの外科的な治療により確実な効果が期待できる際に、必要な医療費の軽減をします。医療費の1割が自己負担となり、所得に応じて自己負担限度額が設定されます。治療開始前に申請の手続きをする必要があります。

心身障がい者扶養共済制度

☎ 社会福祉課 障がい福祉係 ☎0248-28-5517(直通)

障がいのある方を扶養している65歳未満の健康な方が加入し、加入者が死亡した後に、障がいのある方に月額20,000円の年金が支払われます。
※障がいの程度に基準があり、掛金は加入年齢により決定されます。

補装具・日常生活用具給付事業

☎ 社会福祉課 障がい福祉係 ☎0248-28-5517(直通)

身体障がい者手帳(肢体不自由・視覚・聴覚など)の交付を受けているお子さんが、日常生活を送るために必要な用具を給付します。

給付用具 車いす、補聴器、拡大読書器、ポータブルレコーダーなど



子どもと遊ぼう

「すべり台」の要領で座ります。親のほうを向いて、足の甲の上に座ります。落ちないようにすねにしがみついてもかまいません。親はおなかに力を入れて、足先を持ち上げ、上下に動かします。親の腹筋も鍛えられます。



出典：厚生労働省「障がい児のための活動プログラム」



難聴児補聴器購入費等助成事業

☎ 社会福祉課 障がい福祉係 ☎0248-28-5517(直通)

身体障がい者手帳の交付対象とならない軽度・中等度(原則、両耳とも30デシベル以上70デシベル未満)の難聴児の補聴器購入費等の一部を助成します。

あんしんサポートブック

☎ 社会福祉課 障がい福祉係 ☎0248-28-5517(直通)

あんしんサポートブックは、困り感や苦しさのある子ども・発達面で支援の必要な子どもが、ライフステージが変わっても、一貫した支援が受けられるようにするために、支援の経過を記録するファイルです。市のホームページからダウンロードできます。

障がい児福祉サービス

障がい児通所サービス

☎ 社会福祉課 障がい福祉係 ☎0248-28-5517(直通)

発達に気がかりや心配のあるお子さん、障がいのあるお子さんに療育指導や集団生活への適応、生活能力向上のための訓練を行います。

● 児童発達支援

主に未就学のお子さんに、日常生活に必要な動作や知識を指導したり、集団生活に必要な適応訓練を行います。

● 放課後等デイサービス

就学しているお子さんに、放課後や夏休みなどに、生活能力向上のための訓練や、地域との交流、創作活動などを行います。

その他の障がい福祉サービス(児童を対象としているもの)

☎ 社会福祉課 障がい福祉係 ☎0248-28-5517(直通)

● 短期入所、日中一時支援

介護を行う家族の負担を軽減します。

● 同行援護、行動援護、移動支援

外出を支援します。

利用者負担額

サービス費用の1割 ※世帯の収入状況に応じて上限額が決められています。



障がい児通所サービス等を利用するには

☎ 社会福祉課 障がい福祉係 ☎0248-28-5517(直通)

障がい児通所サービス等を利用するためには、支給(利用)の決定による受給者証の交付を受ける必要があります。

サービスを利用した場合は、市と利用者で費用を負担します。

サービスを利用するまでの流れ

1 相談

市または相談支援事業所等に相談します。

2 利用申請

障がい児通所サービスを利用するために、市に申請します。

3 調査

生活や障がいの状況について調査を行います。

4 サービスの利用意向の聴取・サービス利用計画案の作成

サービスの利用意向などをもとに、利用するサービスの内容等を定めた計画案を作成します。

5 支給決定・受給者証の交付

サービスの支給を決定し受給者証を交付します。

6 利用開始

サービスの事業者と利用者が契約を結び、利用を開始します。

7 サービス利用状況の確認

サービスが計画通り進んでいるか確認します。見直しが必要なときはもう一度調査することもあります。

障がい児相談支援事業所のご案内

相談支援専門員を配置し、必要な情報を提供し、援助等を行います。

名称	住所	問い合わせ先
相談支援センターしらかわ	和尚壇山2-9	☎0248-21-5299
西白河地域相談センターこひつじ	西郷村熊倉字折口原404-1	☎0248-21-8648
基幹相談支援センターけんなん	道場小路91-5 第6大成プラザ1階	☎0248-21-5484

障がい児通所サービス事業所のご案内

名称	住所	児童発達支援	放課後デイ	問い合わせ先
社会福祉法人白河学園 つぼみ園	和尚壇山2-49		○	☎0248-23-6492
社会福祉法人白河学園 第一つぼみ園	和尚壇山2-9	○		☎0248-23-3059
社会福祉法人白河学園 第三つぼみ園	昭和町69-13		○	☎0248-21-8360
地域生活サポートセンター サニーデイ	中町18-1		○	☎0248-21-9122
放課後等デイサービス パル・タヤけこやけ	北中川原144-1		○	☎0248-21-5010
いろどりキッズ白河	日向2	○		☎0248-57-3350
いろどりジュニア白河	日向2		○	☎0248-29-8022
わくわく登町	新白河一丁目179 リードビル藤田1F		○	☎0248-21-9839
わくわくsun	新白河一丁目179 リードビル藤田3F		○	☎090-7884-9620
ブレップスクール 白河教室	新白河二丁目92-1		○	☎0248-21-9505
いこっと	表郷金山字竹ノ内53		○	☎0248-32-3003
社会福祉法人白河学園 第二つぼみ園	西郷村前山東16	○		☎0248-21-9007
すてっぷ	西郷村大字熊倉 折口原650-15	○		☎0248-21-9203
児童発達支援あるく 放課後等デイサービス あるく	西郷村大字米字 上畑20	○	○	☎0248-21-6055
児童発達支援センター まきびと	西郷村大字小田倉字上 上野原158-1	○	○	☎0248-25-0869
るみっく	西郷村前山東18		○	☎0248-21-6966
わくわく新白河	西郷村前山西39		○	☎0248-57-4796
いろどりキッズ	西郷村大字下前田西45	○		☎0248-57-4135
じゃんぷ	西郷村大字熊倉字折口 原255-2		○	☎0248-29-8848
発達支援センター いすみざき	泉崎村大字北平山字 高柳107-1	○	○	☎0248-53-3618
どんぐり	矢吹町一本木38-1		○	☎0248-29-8618
めいぶる	矢吹町一本木38-1	○		☎0248-29-8618

ひと言 “子ども虐待防止”

児童虐待は、子どもの心身に深い傷を与え、子どものその後の人生そのものを左右するばかりではなく、ときには、生命を奪うことさえある、子どもへの最大の権利侵害です。

- 「虐待」が子どもを変えてしまう
子どもは、本来、赤ちゃんの頃から親に甘え、ほめられ、認められ、人間関係の安心感や信頼感を得て、「自己肯定感」や「自尊心」を少しずつ育んでいきます。この「自己肯定感」等が、子どもの人生に大きな影響を与えるといわれています。そのことから考えても、虐待が子どもの心身に与える影響は、はかり知れないものがあります。
- 「しつけ」と「虐待」は違います
“しつけ”は、子どもがきちんとした生活習慣や人とかかわる力、感情や意思を伝える力などを獲得し、自立していくための大まかな道筋を、親が示してあげることです。しかし、その“しつけ”に暴力や暴言を使うようになると、それは“虐待”になります。“しつけ”で“たたく”ようになると、暴力はだんだんエスカレートして、自分の力ではおさえられなくなってしまいます。
- 児童虐待を見つけたら、気づいたら連絡ください。
まわりに「虐待を受けたと思われる子ども」がいたら、連絡（通告）してください。連絡は、子どもを守るためのものです。また、連絡された方が特定されないように、秘密は守られます。

児童相談所全国共通3桁ダイヤル
⇒189(いち・はや・く)

※お住まいの地域の児童相談所につながります。
★相談窓口は43～44ページ参照

